

高松市・庵治町合併協議会

第 3 回 会 議

参考資料

目 次

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例

1	条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について	1
2	一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について	2
3	消防団の取扱い(協定項目第19号)について	4
4	国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について	5
5	介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について	6

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

現		況	
高松市		庵治町	
1 条例	233本	1 条例	134本
2 規則	282本	2 規則	112本
3 規程等	165本	3 規程等	56本
(平成16年4月1日現在)		(平成16年4月1日現在)	
先進地域の事例			
<p>福山市 福山市の条例及び規則を適用するものとする。 ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p> <p>新居浜市 新居浜市の条例、規則等を適用する。 ただし、別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち、新居浜市に引き継ぐものについては、現行の例による。 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p>			

一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）について

組 合 名	業 務	現 況		
		高松市	庵治町	そ の 他 構 成 団 体
高松地区広域市町村圏振興事務組合	介護認定、し尿・ごみ処理、老人ホームの運営など			木田郡・香川郡の町、綾上町、綾南町 国分寺町
木田香川地区町村税滞納整理組合	滞納町税等の整理、納付の啓蒙			木田郡・香川郡の町
讃岐地区広域消防組合	消防及び救急			木田郡・香川郡の町（直島町除く）
香川県東部清掃施設組合	ごみ処理、リサイクル			さぬき市、東かがわ市、木田郡の町、香川 町
香川県市町総合事務組合	退職手当の支給に関する事務、公務災害・通勤による災害補償に関する事務、非常勤消防団員の災害に対する補償等			県内全市町（高松市、丸亀市、坂出市を除く）、一部事務組合、財産区

先進地域の事例

平成11年4月1日以降に編入合併した10市（注）の事例

新潟市

黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。

黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。

佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。

佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって、事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務を委託するものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

概 要

一部事務組合を構成する市町が合併を行う場合は、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となる。
構成市町の数の増減や組合の規約変更等には、県の許可を要する。また、これに係る構成市町の協議には、当該構成市町の議会の議決が必要となる。

組合を構成する市町（庵治町）が構成外の市町（高松市）と合併する場合【木田香川地区町村税滞納整理組合など】

組合を構成する庵治町の法人格が消滅するので、組合の脱退の手続きが必要となる。

なお、引き続き、元の組合で事務を処理する場合には、改めて、高松市の加入の手続きが必要となる。場合によっては、従前の庵治町の区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられるため、構成市町での経費負担の方法等も協議する必要がある。

構成市町間で合併する場合【高松地区広域市町村圏振興事務組合】

組合を構成する庵治町の法人格が消滅するので、組合の脱退の手続きが必要となり、構成市町の数の減少に伴う経費負担の割合等を調整する必要がある。

香川県市町総合事務組合など町村を資格として全町村で構成されている場合

財産処分等について十分協議する必要がある。

消防団の取扱い（協定項目第19号）について

現		況	
高松市		庵治町	
1 団員数	768人（定員 806人）	1 団員数	129人（定員 140人）
2 分団数	26分団	2 分団数	4分団
3 車両数	56台	3 車両数	13台
4 屯所数	56箇所	4 屯所数	12箇所
5 定年制	団長は特になし 副団長、分団長、副分団長 65歳 部長、班長、団員 60歳 (平成16年4月1日現在)	5 定年制	なし (平成16年4月1日現在)
先進地域の事例			
<p>新潟市 黒埼町消防団は新潟市西消防団第14分団とする。黒埼町の消防団員数は現行のとおりとする。</p> <p>潮来市 合併時、潮来町に統合するよう、調整に努めるものとする。報酬については、消防団の統合時に潮来町の制度に統一するものとする。</p> <p>大船渡市 三陸町の消防団は、現行体制のまま大船渡市の消防団に統合する。団員の報酬については、大船渡市の基準に統一する。</p> <p>つくば市 荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員数及び定数については合併後速やかに調整する。 ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。</p> <p>福山市 福山市の制度に統一するものとする。内海町消防団を福山市消防団の1方面隊として統合し、分団については3分団とする。 内海町の消防団員は、福山市の消防団員として引き継ぐものとする。</p> <p>新居浜市 合併時に新居浜市に統合するものとする。報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 定数等の見直しについては、新居浜市の消防計画に基づき調整するものとする。</p>			

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について

現 況				
	高 松 市（料）		庵 治 町（税）	
保険料（税）率等	医療給付費分	介護納付金分	医療給付費分	介護納付金分
所得割	100分の7.0	100分の1.5	100分の6.3	100分の0.8
資産割	100分の26.9	100分の5.9	100分の3.0	100分の4.0
均等割（1人）	29,100円	7,000円	29,000円	6,500円
平等割（世帯）	24,200円	4,300円	30,000円	4,500円
先進地域の事例				
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち不均一課税を行った市 5市（合併年度のみ：4市、合併年度及び5ヵ年：1市）				
<p>大船渡市 保険料税率は、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、翌年度から新たに税率を設定する。合併年度から給付水準の高いほうに統一する。</p> <p>つくば市 原則として、つくば市の制度を適用する。税率については、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、検討の上、翌年度統一する。</p> <p>福山市 福山市の制度に統一する。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>廿日市市 税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。</p> <p>新居浜市 原則として新居浜市の制度に統一する。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5ヵ年度は不均一の賦課とする。</p>				
概 要				
<p>国民健康保険は、市町村が保険者になり、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料（税）を徴収して運営しているが、市町によって、賦課方式（税、保険料）、保険料率、納期等が異なっており、一元化を図る必要がある。</p> <p>負担と給付について、住民間に不均衡が生じないよう、かつ急激な負担の変化がないよう、その実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて、十分に調整する必要がある。</p>				

介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について

現 況																																									
	高 松 市	庵 治 町																																							
保険料額	基準額 年額40,400円 第1号被保険者の保険料の段階	基準額 年額39,400円 第1号被保険者の保険料の段階																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年額</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>16,200円</td> <td>生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,100円</td> <td>世帯員全員が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,400円</td> <td>本人が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,500円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,600円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>70,700円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人</td> </tr> </tbody> </table>	段階	年額	対象者	第1段階	16,200円	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人	第2段階	29,100円	世帯員全員が住民税非課税の人	第3段階	40,400円	本人が住民税非課税の人	第4段階	50,500円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	第5段階	60,600円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	第6段階	70,700円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年額</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>19,700円</td> <td>生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,550円</td> <td>世帯員全員が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>39,400円</td> <td>本人が住民税非課税の人</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>49,250円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>59,100円</td> <td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人</td> </tr> </tbody> </table>	段階	年額	対象者	第1段階	19,700円	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人	第2段階	29,550円	世帯員全員が住民税非課税の人	第3段階	39,400円	本人が住民税非課税の人	第4段階	49,250円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	第5段階	59,100円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人
	段階	年額	対象者																																						
	第1段階	16,200円	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人																																						
	第2段階	29,100円	世帯員全員が住民税非課税の人																																						
	第3段階	40,400円	本人が住民税非課税の人																																						
	第4段階	50,500円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人																																						
第5段階	60,600円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の人																																							
第6段階	70,700円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人																																							
段階	年額	対象者																																							
第1段階	19,700円	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯員全員が住民税非課税の人																																							
第2段階	29,550円	世帯員全員が住民税非課税の人																																							
第3段階	39,400円	本人が住民税非課税の人																																							
第4段階	49,250円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人																																							
第5段階	59,100円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人																																							
介護サービス	国の基準サービス	国の基準サービス																																							
先進地域の事例																																									
<p>大船渡市 合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。保険料の納期については、大船渡市の例による。</p> <p>つくば市 原則として、つくば市の制度を適用する。ただし、介護保険料については、合併年度は現行どおりとし、検討のうえ、翌年度統一するものとする。</p> <p>廿日市市 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。</p> <p>呉市 原則として、呉市の制度に統一するものとする。ただし、下蒲刈町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする。</p> <p>新発田市 合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料および納期とし、平成16年度から統一する。</p>																																									